

本研究所以行出産力調査の結果速報

婚姻年齢、職業、教育程度及び収入等が出産力と如何なる關係を有つものであるかを明らかにし、現下喫緊の人口政策に一基本資料を提供することを目的として、本研究所が今昭和十五年一月二十日現在を以て施行せる出産力調査並にその方法、調査項目等に互る具體的内容に就ては本誌第一卷第一號本欄所載(七一頁参照)の如くであるが、蒐集されたる調査票は之を内閣統計局に依頼して整理中のところ最近その結果表の完成を見るに到つた。いま其の概要の一斑を發表すれば以下の如くである。因に集計に使用せる記入完全なりし調査票は七一、六〇六であつた。

この研究の對象となる夫婦數は、有效調査票の數と同じく、七一、六〇六である。これ等の夫婦が調査期日までに出生せる子女數は全體で二四二、三九九であつて、一夫婦當り平均出生數は三・四人である。また

一、收入階級より見たる妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數

| 收入階級 | | 一般俸給生活者 | | 農村在住俸給生活者 | | 一般賃銀労働者 | | 農村在住賃銀労働者 | |
|------|------|---------|------|-----------|------|---------|------|-----------|------|
| 夫婦數 | 出生兒數 | 夫婦數 | 出生兒數 | 夫婦數 | 出生兒數 | 夫婦數 | 出生兒數 | 夫婦數 | 出生兒數 |
| 五〇〇 | 六 | 一六 | 四六五 | 二五 | 一〇一 | 四四一 | 一八四〇 | 四一七 | |
| 未滿 | 六 | 二七 | 四・五〇 | 一六 | 四六五 | 二五 | 一〇一 | 四四一 | 一八四〇 |
| | 六 | 二七 | 四・五〇 | 一六 | 四六五 | 二五 | 一〇一 | 四四一 | 一八四〇 |

死産兒數は全體で五、三四三であるから、之を加へると、一夫婦當り平均出生兒數は三・五である。しかしこれ等の數値は夫婦の實際の繁殖力を示してゐるものとは云ひ得ない。何故ならば凡ての夫婦の懐妊力が、調査期日に終結してゐるのではなくして、今後も尙出生する機會ある夫婦が少くないからである。従つて一夫婦が果してどれだけの出生力を有つてゐるかを明かにするには、妊孕期間經過後の夫婦について平均出生兒數又は平均出生兒數を調べて見る必要がある。この妊孕期間經過後の夫婦としては、妻の年齢が四十五歳以上の、しかも初婚者のみを數へ上げることにした。この條件に合致せる夫婦數は一八、三三〇であつて、出生兒數の合計は八五、〇七九であるから、一夫婦當り出生兒數は四・六四である。即ち結婚後妊孕期間が經過する迄の間に一夫婦が生んだ平均子女數は四・六四人である。更に之を夫の職業別に示せば次の表の如くである。

一、妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數

| 職業 | 夫婦數 | 出生兒數 | 一夫婦當り出生兒數 |
|-----------|-------|-------|-----------|
| 官 | 九五 | 三九三 | 四・一〇 |
| 吏 | 二七五 | 一、〇一〇 | 三・六七 |
| 小學校教員 | 三四五 | 一、五五四 | 四・五〇 |
| 銀行會社員 | 三三九 | 一、三六六 | 四・〇三 |
| 農業者 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 漁業者 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 一般賃銀労働者 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 農村在住賃銀労働者 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |

次に收入階級より見たる妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數を示せば左表の如くである。

| 職業 | 夫婦數 | 出生兒數 | 一夫婦當り出生兒數 |
|------------|-------|-------|-----------|
| 農業者 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 漁業者 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 一般中小商工業主 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 農村在住中小商工業主 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 富有階級 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| カード階級 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |
| 合計 | 一、〇〇〇 | 三、六〇〇 | 三・六〇 |

右の表について、職業別に一夫婦當り出生兒數を見るに、カード階級の五・一八が最も多く、之に並いで農業者の四・九八、富有階級(第三種所得税千圓以上を納める者)の四・五三が多い。農村の出生率は一般に高い點から見て、農業者が比較的多くの子女を有つてゐることは極めて當然のことと思はれるが、カード階級と富有階級が最も多くの子女を有つてゐることは興味ある現象である。之に反して、子女數の最も少いのは官吏の三・六七である。之に並いで農村在住中小商工業主の四・〇〇、銀行會社員の四・〇三、漁業者の四・〇四等が少い。

| 段 別 | 農 業 者 | | | | 一般中小商工業主 | | | | 農村在住中小商工業主 | | | |
|--------------|-------|--------|-----------|------------|----------|-------|-----------|-----|------------|-----------|--|--|
| | 夫婦數 | 出生兒數 | 一夫婦當り出生兒數 | 營業收益種別 | 夫婦數 | 出生兒數 | 一夫婦當り出生兒數 | 夫婦數 | 出生兒數 | 一夫婦當り出生兒數 | | |
| 五〇圓以上一〇〇圓未満 | 一一八 | 五三七 | 四・二〇 | 一七一 | 四・一三 | 九〇五 | 三・五七四 | 二〇四 | 八五八 | 四・二一 | | |
| 一〇〇圓以上一五〇圓未満 | 二二二 | 九〇〇 | 四・〇五 | 九三 | 三・九〇 | 五六六 | 二・四八九 | 一五 | 九五 | 六・三三 | | |
| 一五〇圓以上二〇〇圓未満 | 一四九 | 五八四 | 三・九二 | 三〇 | 四・四三 | 五七 | 二・四〇 | 一 | 八 | 八・〇〇 | | |
| 二〇〇圓以上三〇〇圓未満 | 一八三 | 七二九 | 三・九八 | 二九 | 四・四四 | 三 | 一・六 | 一 | 八 | 八・〇〇 | | |
| 三〇〇圓以上 | 二六二 | 一、二五 | 四・二九 | 九一 | 三・九〇 | 一 | 五 | 一 | 八 | 八・〇〇 | | |
| 收 入 不 明 | 九 | — | — | 二九 | — | 四六 | — | — | — | — | | |
| 五 段 未 滿 | 二、二八九 | 九八七七 | 四・三一 | 免 | 一〇三 | 四一四 | 四・〇二 | 三八五 | 一、四八三 | 三・八五 | | |
| 五段以上一町未満 | 四、三二五 | 二一、二六〇 | 四・九二 | 二 五 圓 未 滿 | 一五六 | 六〇五 | 三・八八 | 一七〇 | 七〇五 | 四・一五 | | |
| 一町以上二町未満 | 三、〇三六 | 一六、五七四 | 五・四六 | 二五圓以上五〇圓未満 | 一五三 | 六七〇 | 四・三八 | 七二 | 二八一 | 三・九〇 | | |
| 二町以上三町未満 | 三、七三 | 二、三三三 | 五・九六 | 五〇圓以上 | 六三一 | 二、六四七 | 四・一九 | 七二 | 三三六 | 四・六七 | | |
| 三 町 以 上 | 一一八 | 七三九 | 六・一八 | 營業收益税不明 | — | — | — | — | — | — | | |
| 段 別 不 明 | 三九九 | — | — | — | 一四〇 | — | — | 六〇六 | — | — | | |

右の表について、先づ一般俸給生活者の収入階級別による一夫婦當り出生兒數を見るに、最も収入の少なき階級即ち収入五〇圓未満の階級に於て、出生兒數が最も多く四・五〇である。そして収入が増加するに伴つて出生兒數は逆に次第に減少し、最も収入の多き階級即ち収入三〇〇圓以上の階級に於ては出生兒數は再び増加してゐる。故に一般俸給生活者に於ては、収入の少なき階級と、収入の多き階級とに於て出生兒數が多く、その中間の収入階級に於ては出生兒數は少ない。農村在住俸給生活者に於ては、一般俸給生活者の場合に於けるが如く、収入階級の兩極端に於て出生兒數は特に多くはなつてゐないが、中等の階級即ち収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の階級に於ては出生兒數は

三・九〇であつて、最も少なくなつてゐる。次に一般賃銀労働者、農村在住賃銀労働者に於ては、大體の傾向として、収入の多き階級ほど出生兒數が多い。農業者に在つては、耕作段別との關係に於て、出生兒數を見たのであるが、耕作段別が増加するにつれて、並行的に出生兒數が増加してゐることを明白に認めることが出来る。最後に中小商工業主に在つては、營業收益税との關係に於て、出生兒數を見たのであるが、一般中小商工業主に於ても、また農村在住中小商工業主に於ても、營業收益税の大小と出生兒數との關係について、何等一定の傾向を見ることが出来ない。

次に夫婦の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を示したいと思ふのであるが、妊娠期間經過後の夫婦について、この種類の調査を行はなかつたので、ここには婚姻持續期間、一六年乃至二〇年及び二一年乃至三〇年の夫婦について、夫婦の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を示せば次の如くである。

夫の教育程度別による婚姻持續期間一六乃至二〇年及び二一乃至三〇年の一夫婦當り出生兒數

| | | |
|---------------|--------|--------|
| 無 學 | 一六—二〇年 | 二一—三〇年 |
| 小 學 校 修 | 三・二一 | 三・八 |
| 小 學 校 卒 | 四・六 | 五・一 |
| 中 等 學 校 修 | 四・七 | 五・三 |
| 中 等 學 校 卒 | 四・三 | 四・七 |
| 專 門 學 校 以 上 修 | 四・〇 | 四・七 |
| | 四・一 | 三・九 |

専門學校以上卒 三・七 四・〇 三・六 三・八

妻の教育程度別による婚姻持續期間一六乃至二〇年及び二一乃至三〇年の一夫婦當り出生兒數

右の表について、先づ夫の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を見るに、婚姻持續期間一六乃至二〇年に於ても、また二一乃至三〇年に於ても、小學校卒業者に於ける出生兒數が最も多く、これよりも教育程度が低い場合にも、また教育程度が高い場合にも出生兒數は減少してゐる。次に妻の教育程度別に一夫婦當り出生兒數を見るに、夫の教育程度別に於ける場合と略ぼ同一の傾向を示してゐることが認められる。夫婦の教育程度そのものが出生兒數と密接不離の關係にありや否

やは輕々しく斷言出来ないが、調査の結果によれば、小學校卒業程度の夫婦が比較的にも多くの出生兒を有つてゐるのであつて、これよりも教育程度の低き夫婦又は教育程度の高き夫婦に於ては出生兒數は比較的に少い。

最後に婚姻期日より第一子出生に至る迄の平均期間、第一子出生期日より第二子出生に至る期間、これを出生速度と名付けて、第一子より第十七子の出生に至るまで、それらの平均期間を算定せるものが次の出生速度表である。

| 無學 | 小學校修 | 小學校卒 | 中等學校修 | 中等學校卒 | 専門學校以上修 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 一六・二〇年 | 二一・三〇年 | 二一・三〇年 | 二一・三〇年 | 二一・三〇年 | 二一・三〇年 |
| 二・六 | 二・六 | 二・六 | 二・六 | 二・六 | 二・六 |
| 三・八 | 三・八 | 三・八 | 三・八 | 三・八 | 三・八 |
| 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 |
| 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 | 四・七 |
| 四・〇 | 四・〇 | 四・〇 | 四・〇 | 四・〇 | 四・〇 |
| 三・八 | 三・八 | 三・八 | 三・八 | 三・八 | 三・八 |
| 三・四 | 三・四 | 三・四 | 三・四 | 三・四 | 三・四 |

出生速度

| 婚姻より第一子出生までの平均期間 | 第一子出生より第二子出生までの平均期間 | 第二子 | 第三子 | 第四子 | 第五子 | 第六子 | 第七子 | 第八子 | 第九子 | 第十子 | 第十一子 | 第十二子 | 第十三子 | 第十四子 | 第十五子 | 第十六子 |
|------------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 二九・二一月 | 二五・五九月 | 二九・四三月 | 三一・四四月 | 二九・六六月 | 二六・六四月 | 二七・四〇月 |
| 二九・二一月 | 二五・五九月 | 二九・四三月 | 三一・四四月 | 二九・六六月 | 二六・六四月 | 二七・四〇月 |
| 三六・九三月 | 三四・一〇月 | 三七・五〇月 | 三八・三三月 | 三六・九三月 | 三三・六五月 | 三四・九〇月 |
| 三七・二五月 | 三六・八六月 | 三七・六〇月 | 三七・三三月 | 三五・九三月 | 三四・七五月 | 三五・二一月 | 三四・九〇月 | 三五・二一月 |
| 三六・九八月 | 三七・三五月 | 三七・四九月 | 三五・九三月 | 三四・七五月 | 三五・二一月 | 三四・九〇月 |
| 三六・五一月 | 三八・五八月 | 三六・五九月 | 三五・八九月 | 三四・七五月 | 三五・二一月 | 三四・九〇月 |
| 三六・一八月 | 三五・一六月 | 三六・七六月 | 三四・三二月 | 三四・六九月 | 三三・四九月 | 三四・九〇月 | 三三・四九月 | 三四・六九月 | 三三・四九月 | 三四・九〇月 | 三三・四九月 | 三四・六九月 | 三三・四九月 | 三四・九〇月 | 三三・四九月 | 三四・六九月 |
| 三五・二〇月 | 三四・七一月 | 三五・四五月 | 三五・五七月 | 三四・六九月 | 三三・四九月 | 三四・九〇月 | 三三・四九月 | 三四・六九月 | 三三・四九月 | 三四・九〇月 | 三三・四九月 | 三四・六九月 | 三三・四九月 | 三四・九〇月 | 三三・四九月 | 三四・六九月 |
| 三四・三六月 | 三六・〇〇月 | 三四・六四月 | 三二・六四月 | 三二・八一月 |
| 三四・三一月 | 三三・二二月 | 三四・四七月 | 三四・〇〇月 | 三五・二一月 | 三二・八一月 |
| 三三・一六月 | 三五・三三月 | 三三・〇三月 | 三〇・九五月 | 三七・〇四月 | 三二・六三月 |
| 三二・八六月 | 三八・〇〇月 | 二六・七四月 | 二七・六八月 | 三二・三五月 | 二七・三三月 |
| 三〇・八九月 | 三〇・四七月 | 三一・四七月 | 三一・五〇月 | 三〇・〇〇月 |
| 三〇・八六月 | 三一・二四月 | 三一・二四月 | 三六・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 二四・〇〇月 |
| 二六・四〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 二四・〇〇月 |
| 二四・〇〇月 | 二四・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 二四・〇〇月 |
| 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 | 三〇・〇〇月 |

第十六子出生より第十七子出生までの平均期間 三〇・〇〇月

備考

全體に於て第十七子まで示されてあるに拘らず、多種の職業別には第十三子以上の表示なきは、一見、不思議に思はれるであらうが、第十三子以上第十七子を有する夫婦は、これに示した職業外の夫婦例へば、農村在住俸給生活者又は、農村在住賃銀労働者の中にあるがためである。

右の表について、先づ全體の出生速度を見るに、婚姻期日より第一子出生までの平均期間は二九・二一月である。即ち夫婦は婚姻後平均二年半を経過して第一子を出生することになつてゐる。第一子出生期日より第二子出生までの平均期間は三六・九三月であつて、大體、三年見當である。以下、第六子までは、常に三年の間隔で出生してゐることが判る。然るに第六子以上の出生ある夫婦に在つては、その平均出生間隔は幾分短縮せられ、三十月乃至三十四月になつてゐる。

次に各個の職業別夫婦について、婚姻期日より第一子出生までの平均期間を見るに、一般俸給生活者の二五・五九月が最も短かく、之に置いて富有階級の二六・六四月、カド階級の二七・四〇月が短かい。之に反して、一般賃銀労働者の三一・四四月が最も長く、之に置いて一般中小商工業主の二九・六六月が長い。

判任官以下官廳職員に對する臨時家族手當給與の決定

判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又は職工に對する臨時家族手當給與は昭和十五年八月十三日勅令第五百二十五號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手當給與の勅令
勅令第五百二十五號
判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又ハ職工ニ

對シ當分ノ内月額拾圓以内ノ臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル手當ノ給與ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

近衛内閣基本國策要綱の發表

昭和十五年七月二十二日成立した第二次近衛内閣は八月一日定例閣議に於て基本國策要綱を決定、總理談を以て新聞紙を通じて發表したが、人口政策的見地も亦その重要な一綱目として採り上げられてゐる。その全文を掲ぐれば次の如くである。

基本國策要綱

一、根本方針

皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來することを以て根本とし先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在りこれがため皇國自ら速に新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す

二、國防及外交

内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を遠觀し建設的にして且つ弾力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す

三、國內態勢の刷新

内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、これが爲左記諸件の實現を期す

1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す

2 強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る

(イ) 官民協力一致各其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

(ロ) 新政治體制に即應し得べき議會翼贊體制の確立

(ハ) 行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

3 皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す

(イ) 日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經